

事故発生防止に関する指針

1. 施設における事故の防止に関する基本的考え方

当施設では、「人間としての尊厳を冒し、安全や安心を阻害しており、提供するサービスの質に悪い影響を与えるもの」をリスクとして捉え、より質の高いサービスを提供することを目標に事故の防止に努めます。そのために、必要な体制を整備するとともに、利用者一人ひとりに着目した個別的なサービス提供を徹底し、組織全体で事故の防止に取り組みます。

2. 事故発生防止に対する体制の整備

事故発生防止等に取り組むにあたって事故防止対策委員会を設置します。

(1) 事故防止対策委員会の設置

① 設置の目的

施設内での事故を未然に防止し、安全かつ適切で質の高いケアを提供する体制を整備します。万が一事故が発生した場合は、最善の処置、対応を行い施設全体で取り組むことを目的とします。

② 事故防止対策委員会の構成職種

- ア) 施設長
- イ) 生活相談員
- ウ) 看護職員
- エ) 介護職員
- オ) その他

③ 事故防止対策委員会の開催

委員会は定期的に1ヶ月に1回開催します。

その他、必要な都度、開催します。

④ 事故防止対策委員会の役割

ア) マニュアル、事故（ヒヤリハット）報告書等の整備

事故等未然防止のため、マニュアルを見直し、必要に応じてマニュアルを更新します。また、事故（ヒヤリハット）報告書等の様式についても必要に応じて更新します。

イ) 事故（ヒヤリハット）報告書の分析及び改善策の検討

各部署から報告のあった事故（ヒヤリハット）報告を分析し、事故発生防止のための改善策を検討し、その結果について施設長に提言します。

ウ) 改善策の周知徹底

イ) によって検討された改善策を実施するため、職員に対して周知徹底を図ります。

⑤ 事故発生防止担当者の選任

事故発生防止にかかる担当者は、当委員会の委員長とします。

(2) 多職種協働によるアセスメントの実施による事故防止

① 多職種協働によるアセスメントを実施します。

利用者の心身の状態、生活環境、家族関係等から、個々の状態把握に努めます。

② 事故予防の状況が事故に繋がらないよう、カンファレンスを開催します。

3. 事故発生防止に関する各職種の役割

施設内において、事故発生防止のためにチームケアを行う上で、各職種がその専門性に基づいて適切な

役割を果たします。

(施設長)

- 1) 事故発生予防のための総括管理
- 2) 事故防止対策委員会の総括責任者

(生活相談員)

- 1) 事故発生予防のための指針の周知徹底
- 2) 緊急時連絡体制の整備（施設、家族、行政）
- 3) 報告（事故報告・ヒヤリハット）システムの確立
- 4) 事故及びヒヤリハット事例の収集、分析、再発防止策の検討
- 5) マニュアルの作成と周知徹底
- 6) 家族、医療、行政機関、その他関係機関への対応

(看護職員)

- 1) 医師、協力病院との連携を図る
- 2) 施設における医療的行為の範囲についての整備
- 3) 処置への対応
- 4) 事故及びヒヤリハット事例の収集、分析、再発防止策の検討
- 5) マニュアルの作成と周知徹底
- 6) 記録は正確、かつ丁寧に記録する

(介護職員)

- 1) 食事・入浴・排泄・移動等介護における基本的知識を身につける
- 2) 利用者の意向に沿った対応を行い無理な介護は行わない
- 3) 利用者の疾病、障害等による行動特性を知る
- 4) 利用者個々の心身の状態を把握し、アセスメントに沿ったケアを行う
- 5) 他職種協働のケアを行う
- 6) 記録は正確、かつ丁寧に記録する

4. 事故防止のための職員研修に関する基本方針

事故発生の防止等に取り組むにあたって、事故防止対策委員会を中心として、事故発生防止に関する職員への教育・研修を、定期的かつ計画的に行います。

- ① 定期的な教育・研修（年2回）
- ② 新任者に対する事故発生防止の研修
- ③ その他、必要な教育・研修

5. 事故等の報告方法及び、介護等に係る安全の確保を目的とした改善のための方策

(1) 報告システムの確立

情報収集のため、ヒヤリハットや事故報告書を作成し、報告システムを確立します。収集された情報は、別紙フローチャートに従い分析・検討を行い、施設内で共有し、再び事故を起こさないための対策を立てるために用います。

なお、この情報を報告者個人の責任追及のためには用いません。

(2) 事故要因の分析

集められた情報を基に、「分析」⇒「要因の検証」と「改善策の立案」⇒「改善策の実践と結果の評価」⇒「必要に応じた取り組みの改善」といった PDCA サイクルによって活用します。

また、その過程において自施設における事例だけでなく、知りうる範囲で他施設の事例についても取り上げ、リスクの回避、軽減に役立てます。

(3) 改善策の周知徹底

分析によって導き出された改善策については、事故防止対策委員会を中心として実践し、全職員に周知徹底を図ります。

6. 事故発生時の対応

事故が発生した場合には、下記により速やかに対応します。

① 当該利用者への対応

事故が発生した場合は、周囲の状況及び当該利用者の状況を判断し、当該利用者安全確保を最優先として行動します。

関係部署及び家族等に速やかに連絡し必要な措置を講じます。

状況により、医療機関への受診等が必要な場合は、迅速にその手続きを行います。

② 事故状況の把握

事故の状況を把握するため、関係職員は事故報告書で速やかに報告します。

報告の際には、状況がわかるよう事実のみを記載するようにします。

③ 関係者への連絡・報告

関係職員からの報告等に基づき、ご家族、必要に応じて保険者等に事故の状況等について速やかに報告を行います。

④ 記録の整備

事故の状況及び事故に対する処置状況を記録し、適切な期間保存します。

⑤ 損害賠償

事故の状況により賠償等の必要性が生じた場合は、当施設の加入する損害賠償保険で対応します。

7. 事故発生防止に関する指針の閲覧について

この指針は、利用者及び家族からの求めに応じ、いつでも閲覧できるようにするとともに、ホームページ上に公表します。

8. 職員の責務

職員は、日常業務において介護・医療の安全と安心を確保するために、利用者との信頼関係を構築するとともに、事故発生の防止に努めるものとします。

平成 18 年 12 月 1 日 制定

平成 20 年 1 月 1 日 改正

平成 24 年 4 月 1 日 改正

平成 29 年 4 月 1 日 改正

令和 3 年 10 月 1 日 改正